

社会福祉法人 立正会 評議員費用弁償規程

第 1 条 この規程は、社会福祉法人立正会定款第 8 条第 2 項に基づく評議員に対する費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 会議その他業務遂行上、評議員を招集した場合は費用を弁償する。

2 費用弁償の額は、一回につき 7,000 円とする。ただし、遠距離等の理由により、不合理のあるときは別に交通費を弁償できる。

附 則 この規程は、平成30年 3 月22日から施行し、平成29年 4 月 1 日より適用する。

社会福祉法人 立正会 役員費用弁償規程

第 1 条 この規程は、社会福祉法人立正会定款第21条第 2 項に基づく理事及び監事（以下、「役員」という。）に対する費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 役員が、職務のため旅行する場合は旅費を支給する。

2 旅費の額については、別に定める旅費規程を適用する。ただし、理事長が必要と認めた場合は、実費弁償を行う。

3 会議（理事会等）その他業務上、役員を招集した場合は費用を弁償する。

4 費用弁償の額は、一回につき 7,000 円とする。ただし、常勤している者には支給しない。

第 3 条 法人経営に係る業務に関し、役員以外の者に理事会等への参加を求めた場合は、この規程を適用する。

附 則 この規程は、平成30年 3 月22日から施行し、平成29年 4 月 1 日より適用する。